

大井川水系流域治水協議会 規約

（設置）

第1条 「大井川水系流域治水協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、大井川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、表－1の職にある者をもって構成する。

- 2 本協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 本協議会を進めてゆくにあたり、その他の大井川流域内関係者についても、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 大井川流域で行う流域治水の全体像の検討及び共有。
- 2 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の策定及び公表。
- 3 プロジェクトの各対策における実施目標期間の設定。
- 4 プロジェクトに位置付けられた対策の実施状況のフォローアップ。
- 5 その他、流域治水に関して必要な事項。

（協議会資料等の公表）

第5条 協議会で承認された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（協議会の成立）

第6条 本協議会の成立は表－1の構成員の3分の2以上の出席で成立するものとする。

（幹事会）

第7条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、表－2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の事務局を、国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所
流域治水課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な
事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和3年3月19日から施行。
本規約は、令和4年3月23日に一部を改正。
本規約は、令和5年3月20日に一部を改正。
本規約は、令和6年3月14日に一部を改正。
本規約は、令和7年3月31日に一部を改正。

表－1 大井川水系流域治水協議会 構成員

機 関 名	役 職 名
島田市	市 長
焼津市	市 長
藤枝市	市 長
牧之原市	市 長
吉田町	町 長
川根本町	町 長
静岡県 島田土木事務所	事務所長
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 静岡水源林整備事務所	事務所長
静岡地方气象台	台 長
長島ダム管理所	管理所長
静岡河川事務所	事務所長

表－2 大井川水系流域治水協議会 幹事会 構成員

機 関 名	役 職 名
島田市 危機管理課、建設課、都市政策課	課長・参事
焼津市 防災計画課、河川課、下水道課、都市計画課	課 長
藤枝市 大規模災害対策課、河川課、下水道課、都市政策課	課 長
牧之原市 危機管理課、建設課、都市住宅課	課 長
吉田町 防災課、建設課、都市環境課	課 長
川根本町 危機管理課、建設課、経営戦略課	課 長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局 河川企画課	課 長
静岡県 島田土木事務所	次長（技術）
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 静岡水源林整備事務所	事務所長
静岡地方气象台	防災管理官
農林水産省 関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所	企画課長
林野庁 静岡森林管理署	総括治山技術官
林野庁 関東森林管理局 大井川治山センター	
国土交通省 中部地方整備局 長島ダム管理所	専門官
国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所	副所長（調査）